



令和6年度（2024年度）

障害福祉サービス等制度改正について

【障害児支援編】

【対象サービス】

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援



1. この動画の目的

2. 令和6年度 主な制度改革事項について



1. この動画の目的について

令和6年度障害福祉サービス等制度改正



令和6年4月1日

- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（処遇改善加算等関連は令和6年6月1日、就労選択支援に関する改定事項については令和7年10月1日にそれぞれ施行。）

- ・ 八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備、運営の基準に関する条例の一部を改正する条例施行



この動画の目的について

指導・監査

法令等で定める指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、**サービス内容の質の確保**及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、本市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。



障害福祉サービス事業者等に対し、改正基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知することが、障害者（児）福祉の増進のために必要と考え、こちらの動画を作成いたしました。



2. 令和6年度 主な制度改革事項について

制度改正事項

児童発達支援

放課後等 サービス

居宅訪問型 児童発達支援

保育所等訪問支援

①福祉・介護職員等処遇改善加算について

○

○

○

○

②強度行動障害を有する障害児への支援体制の充実

○

○

③障害児に対する虐待の防止・権利擁護

○

○

○

○

④障害福祉現場の業務効率化

○

○

○

○

⑤業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○

○

○

○

⑥情報公表未報告の事業所への対応

○

○

○

○

⑦児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

○

○

⑧総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

○

○

○

⑨関係機関との連携の強化

○

○

制度改正事項

児童発達支援

放課後等 サービス

居宅訪問型 児童発達支援

保育所等訪問支援

⑩将来の自立等に向けた支援の充実

○

⑪医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

○

○

⑫強度行動障害を有する障害児への支援の充実

○

○

⑬ケアニーズの高い障害児への支援の充実

○

○

⑭不登校児童への支援の充実

○

⑮家族への相談援助等の充実

○

○

⑯預かりニーズへの対応

○

○

⑰インクルージョンに向けた取組の推進

○

○

○

⑱居宅訪問型児童発達支援の充実

○

⑲保育所等訪問支援の充実

○

⑳その他

○

○

○

○

①福祉・介護職員等処遇改善加算について



- ・福祉・介護職員等処遇改善加算
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

サービス区分	I	II	III	IV
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%



新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	I	新加算（II）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）
	II	新加算（III）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） グループごとの配分ルール【撤廃】
	III	新加算（IV）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
	IV	・ 新加算（IV）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

②強度行動障害を有する障害児への支援体制の充実



○広域的支援人材が、事業所を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を通じて環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。**※期間は3か月を限度**

<<集中的支援加算【新設】>> 1000単位／回

強度行動障害を有する障害児の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所を訪問等し、集中的に支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

③障害児に対する虐待の防止・権利擁護

○虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

虐待防止措置

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底
- ②従業者に対し、虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記措置を適切に実施するための担当者の配置

○ 身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。

○本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供に関する本人の意向を把握し、その意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を明確化。

④障害福祉現場の業務効率化

○管理者が責務を果たせる場合であり、必要時に速やかに出勤できる場合、同一敷地内等に限らず兼務できることとする。

○ 管理者が適切な措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。

○令和5年度中に作成した標準様式及び標準添付書類の使用の基本原則化について検討。

⑤業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

<<業務継続計画未策定減算>>【新設】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数の1%を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

（児童発達支援・放課後等デイサービスについては、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合に限り、減算を適用しない。）

⑥情報公表未報告の事業所への対応



○障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

<<情報公表未報告減算>>【新設】

児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算する。

○都道府県知事（中核市にあっては、当該中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

⑦児童発達支援センターの機能強化等 による地域の支援体制の充実（1/3）



①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

○児童発達支援センターの基準・基本報酬について、福祉型・医療型の類型を一元化し、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化

・児童発達支援センターが治療を併せて行う場合、医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。

・令和9年3月31日まで経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく支援を可能とする。

→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙1）」

「児童発達支援センターの一元化（別紙7）」

参照

⑦児童発達支援センターの機能強化等 による地域の支援体制の充実（2/3）

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

<< 中核機能強化加算【新設】 >>

中核拠点型の児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・ 取組要件	(Ⅰ) イ+ロ+ハ全てに適合 55～155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
	(Ⅱ) イ+ロ 44～124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
	(Ⅲ) イ又はロ 22～62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）
基本要件	●地域における中核機関としての体制・取組 ・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等	

⑦児童発達支援センターの機能強化等 による地域の支援体制の充実（3/3）



<< 中核機能強化事業所加算【新設】 >>

75単位～187単位／日

（重症心身障害児対象） 125単位～374単位／日

市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合、所定単位数を算定する。

⑧総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等(1/3)



○支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援の提供を基本とし、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上での提供を求める《運営基準》

（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○ <<支援プログラム未公表減算【新設】>>

※事業所において、支援プログラムの策定・公表が未実施の場合、所定単位数の85%を算定する。（令和7年4月1日から適用）

⑧総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等(2/3)

<< 児童指導員等加配加算の見直し >>

【令和6年度以降】

児童指導員等加配加算

児童指導員等を配置

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

常勤専従・経験5年以上 (センター) 22～62単位/日
(センター以外) 75～187単位/日
(重症心身障害児対象) 125～374単位/日

常勤専従・経験5年未満 (センター) 18～51単位/日
(センター以外) 59～152単位/日
(重症心身障害児対象) 98～305単位/日

常勤換算・経験5年以上 (センター) 15～41単位/日
(センター以外) 49～123単位/日
(重症心身障害児対象) 82～247単位/日

常勤換算・経験5年未満 (センター) 13～36単位/日
(センター以外) 43～107単位/日
(重症心身障害児対象) 71～214単位/日

その他の従業者を配置

(センター) 11～30単位/日
(センター以外) 36～90単位/日
(重症心身障害児対象) 60～180単位/日

⑧総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等(3/3)



○ <<専門的支援加算・特別支援加算の見直し>>

[令和6年度以降]

専門的支援体制加算 …① センター 15～41 単位/日 センター以外 49～123 単位/日

重症心身障害児対象 82～247 単位/日

専門的支援実施加算 …② 150 単位/回（原則月4回までで利用日数等に応じて最大6回まで。放課後等デイサービスは月2回から6回まで。）

※①専門的支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に提供

○ 基本報酬 について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、支援時間による区分を設ける

- ・「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする
- ・5時間（放デイ平日（授業終了後）は3時間）を超える長時間の支援は、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価

○ 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する《運営基準》

- ・事業者は、事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行う。
- ・概ね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価及び改善の内容を、保護者に示すとともに、公表しなければならない。

⑨関係機関との連携の強化

○＜＜関係機関連携加算の見直し＞＞

【令和6年度以降】

関係機関連携加算（Ⅰ）250単位／回（月1回まで）

－保育所や学校等と会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

関係機関連携加算（Ⅱ）200単位／回（月1回まで）

－保育所や学校等との会議等により情報連携した場合

関係機関連携加算（Ⅲ）150単位／回（月1回まで）

－児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携した場合

関係機関連携加算（Ⅳ）200単位／回（1回まで）

－就学先・就職先と連絡調整した場合

○＜＜事業所間連携加算【新設】＞＞

事業所間連携加算（Ⅰ）500単位／回（月1回まで）・・・①

事業所間連携加算（Ⅱ）150単位／回（月1回まで）・・・②

①セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、コーディネートの中核として、事業所間の情報連携・家族への助言援助・行政との情報連携等を行った場合

②①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を共有して支援に反映させた場合

⑩将来の自立等に向けた支援の充実



○＜＜通所自立支援加算【新設】＞＞ 60単位／回（算定開始から90日を限度）

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

○＜＜自立サポート加算【新設】＞＞ 100単位／回（月2回を限度）

※高校生（2年生・3年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

⑪医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実(1/2)



○＜＜医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し＞＞

【令和6年度以降】

医療連携体制加算（Ⅶ）250単位／日

※喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない）

○主として重症心身障害児に対し支援する事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分の創設は行わない

→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙Ⅰ）」参照

○＜＜入浴支援加算【新設】＞＞ 55単位／回（月8回を限度）

※放課後等デイサービスは70単位／回

※医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

⑪医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実(2/2)



○＜＜送迎加算の見直し＞＞

【令和6年度以降】

《児発センター、主として重症児を支援する事業所以外》

障害児 54 単位／回 重症心身障害児 +40 単位／回

医療的ケア児 +40 単位又は +80 単位／回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

《児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合》

重症心身障害児 40 単位／回

医療的ケア児 40 単位又は 80 単位／回

(※) 医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

(※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

○＜＜共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】＞＞ 400 単位／日

※共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を

1以上配置し、地域貢献活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

⑫強度行動障害を有する障害児への支援の充実（児童発達支援・放課後等デイサービス）

〇＜＜強度行動障害児支援加算の見直し＞＞

【令和6年度以降】

強度行動障害児支援加算（Ⅰ） 200単位／日・・・①

強度行動障害児支援加算（Ⅱ） 250単位／日・・・②

（加算開始から90日以内の期間は、更に+500単位／日）

①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児（基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

②強度行動障害支援者養成研修（中核的支援人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児（基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

※放課後等デイサービスのみ

⑬ ケアニーズの高い障害児への支援 の充実(1/2)

〇<<個別サポート加算（Ⅰ）の見直し>>

[令和6年度以降]

児童発達支援 個別サポート加算（Ⅰ） 120単位/日・・・①

放課後等デイサービス 個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日・・・②

120単位/日・・・③

① 重症心身障害児等、著しく重度の障害児を支援した場合

② ケアニーズの高い障害児を支援した場合

③ ケアニーズの高い障害児に基礎研修修了者を配置し支援した場合又は著しく重度の障害児を支援した場合

（①～③とも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定する場合を除く）

〇<<個別サポート加算（Ⅱ）の見直し>>

[令和6年度以降]

個別サポート加算（Ⅱ） 150単位/日

※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を6月に1回以上共有）し支援を行った場合

⑬ ケアニーズの高い障害児への支援 の充実(2/2)

○<<人工内耳装用児支援加算の見直し>>

【令和6年度以降】

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）445～603単位／日…①

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）150単位／日…②

※① 児童発達支援センター（聴力検査室を設置）で、主治医又は眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳装用児に対して、専門的支援を計画的に行った場合

② 児童発達支援センター又は児童発達支援・放課後等デイサービス事業所で、主治医又は眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳装用児に対して、専門的支援を計画的に行った場合

○<<視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】>> 100単位／日

※視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合



⑭不登校児童への支援の充実

○<<個別サポート加算（Ⅲ）【新設】>>

70単位／日

※指定放課後等デイサービス事業所において、不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

⑮家族への相談援助等の充実（児童発達支援・放課後等デイサービス）

〇<<家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し>>

【令和6年度以降】 ※家庭連携加算と事業所内相談支援加算を統合

家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）

障害児の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合
居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位（1時間未満200単位）／回
事業所等で対面 100単位／回

オンライン 80単位／回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

障害児の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合
事業所等で対面 80単位／回

オンライン 60単位／回

〇<<子育てサポート加算【新設】>> 80単位／回（月4回を限度）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

⑩預かりニーズへの対応



○＜＜延長支援加算の見直し＞＞

【令和6年度以降】

延長支援加算	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	<u>92</u> 単位／日	<u>192</u> 単位／日
同 2時間以上	<u>123</u> 単位／日	<u>256</u> 単位／日
（延長30分以上1時間未満	<u>61</u> 単位／日	<u>128</u> 単位／日）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）。なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

⑪ インクルージョンに向けた取組の推進



○事業所に対し、障害児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めるよう求める。《運営基準》

○事業所に対し、インクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画の作成を求める。《運営基準》

○＜＜保育・教育等移行支援加算の見直し＞＞

【令和6年度以降】

保育・教育等移行支援加算

退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合 500単位／回（2回を限度）

（※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等

退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位／回（1回を限度）

退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位／回（1回を限度）

⑱ 居宅訪問型児童発達支援の充実 (1/2)

○提供時間の下限の設定

- ・サービス提供時間に下限を設定し、原則30分以上とすることを求める。

○＜＜訪問支援員特別加算の見直し＞＞

[令和6年度以降]

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日・・・①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日・・・②

※保育士・児童指導員、作業療法士等を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上の職員の場合 ②業務従事5年以上10年未満の職員の場合

○＜＜多職種連携支援加算【新設】＞＞ 200単位/回（月1回を限度）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

⑮ 居宅訪問型児童発達支援の充実 (2/2)



○<< 強度行動障害児支援加算【新設】 >> 200単位／日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児（基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画シート等を作成し当該計画に基づき支援）

○<< 家族支援加算【新設】 >>

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

障害児の家族等に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位（1時間未満200単位）／回

事業所等で対面 100単位／回

オンライン 80単位／回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

障害児の家族等に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面 80単位／回

オンライン 60単位／回



⑱保育所等訪問支援の充実(1/3)

○効果的な支援の確保・促進

- ・サービス提供時間に下限を設定し、原則30分以上とすることを求める。
- ・事業所に対し、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める。
- ・フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてオンラインの活用を推進する

○＜＜関係機関連携加算【新設】＞＞ 150単位／回（月1回を限度）

※訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

○自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

・事業所ごとに提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。それに当たっては、自ら評価（自己評価）、障害児の保護者による評価（保護者評価）及び訪問する施設による評価（施設評価）を受けて、その改善を図ること。

・概ね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示し、インターネットの利用その他の方法により公表すること。

○＜＜自己評価結果等未公表減算【新設】＞＞ 所定単位数の85%を算定

保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

⑱ 保育所等訪問支援の充実(2/3)

○<< 訪問支援員特別加算の見直し >>

[令和6年度以降]

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日・・・①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日・・・②

※保育士・児童指導員、作業療法士等 を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上（又は保育所等訪問支援等5年以上）の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満の職員（又は保育所等訪問支援等3年以上）の場合

○<< 多職種連携支援加算【新設】 >> 200単位/回（月1回を限度）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

○<< ケアニーズ対応加算【新設】 >> 120単位/日

※訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

○<< 強度行動障害児支援加算【新設】 >> 200単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を

有する障害児（基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）

を修了した職員が支援を行った場合（支援計画シート等を作成し当該計画に基づき支援）

⑱保育所等訪問支援の充実(3/3)

○<<家族支援加算【新設】（家庭連携加算の見直し）>>

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

障害児の家族等に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位／回

（所要時間1時間未満） 200単位／回

事業所等で対面 100単位／回

オンライン 80単位／回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

障害児の家族等に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面 80単位／回

オンライン 60単位／回

②⑩ その他

○経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙Ⅰ）参照

○各サービスの個別支援計画について、指定障害児相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

○人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下のとおり見直す。

・「常勤」及び「常勤換算方法」計算に当たり、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤（常勤換算計算上「1」）」として扱うことを認める。

○食事提供加算（Ⅰ）30単位／日…栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合

食事提供加算（Ⅱ）40単位／日…管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

※児童発達支援センターが、利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行うことが条件

○事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《運営基準》

各項目の参考資料 《市HPに掲載されています》



●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html



こちらの動画は以上で終了です。
ご視聴ありがとうございました。

今後も法令等を踏まえた事業所
の運営をよろしくお願いいたします。